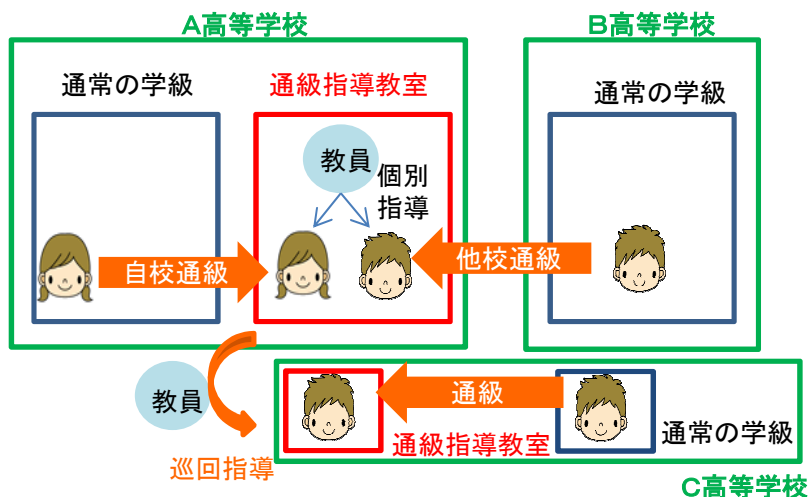


高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

●通級による指導等を受けている児童生徒数
 平成5年度 平成27年度
 小学校 11,963人 80,768人
 中学校 296人 9,502人

●通級による指導の実施形態



省令等の改正

公布：平成28年12月9日、
 施行：平成30年4月1日

①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・ **高等学校**で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる
 （※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

②告示の改正

- ・ 障害に応じた特別の指導を **高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる
- ・ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位**（※2）を超えない範囲で卒業認定単位数に含めることができる
 （※2）中学校の時数と同程度
- ・ 小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の**趣旨を明確化**（※3）
 （※3）従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服**という本来の目的に照らし、**障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う**ことができる趣旨であることを明確化

●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の 指導	特別活動
--------------------------------	------------------------	-------------------	---------------------	------

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の 指導	特別活動
--------------------------------	------------------------	-------------------	---------------------	------

授業時数
が増加

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

高等学校における通級による指導の導入に向けた今後のロードマップ

